

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえた 森づくりボランティア体験会の開催・実施に向けたガイドライン

作成日：2020年6月15日

更新日：2020年8月18日

2020年9月7日

1. はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言の発令等に伴い休止している『森づくりボランティア体験会』の再開に向けて、国の専門家会議が示している「新しい生活様式」や、業種・施設種別ごとに示されている「各種ガイドライン」等を踏まえて、事務局、受け入れ団体、参加者等が実施すべき項目などをまとめたものです。

なお、このガイドラインは、今後の国等が示す感染防止対策や各種ガイドラインの内容変更、社会情勢などを踏まえ、随時更新します。

2. 森づくりボランティア体験会の再開にあたっての感染拡大防止対策の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、自主的な感染防止のための取組を進める必要があります、以下の事項に注意する必要があります。

- (1) 体調の悪い人の参加自粛
- (2) 密集・密接しないように一定以上の距離をとること
- (3) マスクの着用・手洗いの実施

森づくりボランティア体験会の対象となるフィールドにおいては、「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染防止対策を講じつつ、活動の特性を踏まえ開催します。

3. それぞれの関係者が遵守すべき事項

(1) 森づくりボランティア体験会主催者及び運営団体

森づくりボランティア体験会的主催者である環境創造局みどりアップ推進課及び運営団体であるよこはま里山研究所（以下 主催者等）は、活動を実施するにあたって、以下の内容を遵守し、感染拡大防止措置を行う必要があります。

全般的な事項

- コロナウイルス感染拡大防止に必要な情報を収集・整理し。運営スタッフ、受け入れ団体、等と共有すること
- 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項、必要な物品をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを関係者と共有し、適切な場所（受付場所等）に掲示すること
- 感染防止対策が十分に確保できない場合や、社会情勢の動向を踏まえ、実施が望ましくないと判断した際は、体験会の中止の決定をすること
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱いに十分注意しながら、参加者名簿の保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと
- 子どもや高齢者など、参加者の特性にも配慮すること
- 熱中症予防を一層徹底すること
- 活動中に体調不良となった参加者等が出た場合に備え、他の参加者等への感染防止の対応の方法、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう準備すること
- 調査実施後に、関係者や参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合について、あらかじめ検討しておくこと
- 上記の各事項がきちんと遵守されているか、確認すること

参加者募集時

主催者等は、参加者等の募集に際し、感染拡大の防止のため、参加者が遵守すべき事項を明確にし、以下に示す項目について協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者等には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

- 参加者募集にあたって、以下の内容を事前に周知すること
- 体験会開催場所で、コロナウイルスの感染が発生した場合などにおいては、参加者の登録情報（個人情報）が、必要に応じて保健所等公的機関に提供され得ること
- 参加者に対し、以下の項目に該当する場合は、不参加を要請すること
 - ・ 平熱を超える発熱（概ね 37.5 度以上）がある場合
 - ・ 臭覚や味覚に異常がある場合
 - ・ 咽頭痛などの症状がある場合
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染陽性者されたものとの濃厚接触がある場合
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 募集定員を明確にすること（先着 10 人 など）
- 参加受付時や調査を行っていない際、会話をする際にはマスクを着用すること
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の参加者やスタッフ等との距離（できるだけ 2 m 以上）を確保すること
- 活動中に大きな声で会話等をしないこと
- 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- 感染防止及び熱中症対策として、以下のものを持参すること
 - ・ マスク（必須）
 - ・ 飲料水（主催者からの提供はありません）

- ・帽子（熱中症対策としてご用意ください）
- ・筆記具（受付名簿記載用にお持ちください）
- ・ノコギリや剪定ばさみ等の道具類（できるだけ持参）
- 体験会終了後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者等に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

追加

- ・タオルの共用はしないでください
- ・ごみは現地で捨てず、各自で持ち帰るようにしてください

(3) 当日の受付時の留意点

- 受付場所（同定場所）に手先の消毒液（ポンプ式）を準備すること
- 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- 活動に関する説明等を行う場合は、フェイスシールドやインカムまたは拡声器等を使用すること
- 受付簿は、受付時の混雑緩和と個人情報保護のため、個別の受付用紙を準備すること

(4) 参加者等への対応

・受付時

- 受付時はマスクを着用し、距離（できるだけ2m以上）を確保すること
- 参加者全員の健康状態等のチェック（当日及び利用前2週間における以下の事項の有無）を行うこと
 - ・平熱を超える発熱（おおむね37.5度以上）
 - ・咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ・だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・嗅覚や味覚の異常
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触の有無出欠確認の際、参加者に検温結果、体調等（参加者募集時の項目）の確認をすること
- 健康状況等のチェックで該当項目のある参加者には、参加を見合わせてもらうこと
- コロナウイルスの感染が発生するなどにおいて、情報（個人情報）が、必要に応じて保健所等公的機関に提供され得ることを説明すること

・開会式（オリエンテーション）時

- 消毒液を持参し、必要に応じて参加者に手指を消毒してもらうこと
- コロナウイルスの感染が発生するなどにおいて、情報（個人情報）が、必要に応じて保健所等公的機関に提供され得ることを説明すること
- 道具等を貸し出す場合は、事前に消毒し、参加者間で使い回しをしないように説明すること
- ゴミは各自で持って帰ってもらうように周知すること
- 参加者とスタッフ、参加者同士が接近・接触することがないように注意すること

・活動中

- 活動中に体調不良となった参加者等が出た場合は、現場から離脱させ、他の参加者等への感染防止の対応を行うとともに、必要に応じて医療機関等に相談・受診すること。
- 活動中はもとより活動を行っていない休憩時などを含め、感染予防の観点から周囲の人と少なくとも2mの距離を空けるように気を配ること
- 活動中は、前の人の呼気の影響を避けるため、他の参加者の後には入らないように、側方あ

るいは斜め後方に位置取るように気を配ること

・閉会式

- 解散時、帰宅後に手洗い・うがいをするようお願いすること
- 感染症の疑いが判明した場合には、速やかに横浜市の新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター（連絡先：045-664-7761）に連絡し、指示に従うとともに、みどりアップ推進課(045-671-2624)に連絡するように周知すること。

活動当日の熱中症対策

- □ 気温と湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症の恐れが高まる為、作業中および、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすこと（任意）
- □ 喉が渇く前にこまめな水分補給を徹底すること
- □ 熱中症対策の塩飴などを配布する際は、複数人に袋を回さず、一人の人が配るように配慮する
- □ 3密（密集、密接、密閉）を避けつつも、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者への目配り、声掛けをするようにすること
- 「暑さ指数(WBGT)」を参考に、暑い日や時間帯を避け、無理のない範囲で活動すること

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人:体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

(受け入れ団体)

受け入れ団体においては、森づくりボランティア体験会の実施にあたって、感染を防止するため、次の事項に配慮していくなど、できるだけ対策をとりながら実施してください。

手洗い場所

- 手洗い場には石鹸を用意する
- タオルの共用はしない

更衣室、休憩・待機スペース

- 部屋の広さにはゆとりを持たせ、密集となることを避ける
- 参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、使用前に消毒する

(室内について)

- 部屋の広さに応じて、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じる
- 冷房使用時にも換気扇を常に回す、窓をあける等、換気を行うことに配慮する

飲食物

- 飲み物は各自での準備を徹底し、ペットボトル、コップ、タオル等の共用はしない
- 休憩中は、周囲の人となるべく距離を2m以上とって対面を避けるに配慮する

作業の留意点

- 参加者等が大人数とならないように、少人数グループでの活動とするなど、計画時点から配慮する
- 森林内での活動中に体調不良となった参加者等が出た場合は、最寄りの保健所や医療機関に相談・受信できるように準備する
- 参加者同士の身体接触や近接を伴うプログラムや、多くの参加者が接触するような道具を共用することが想定されるプログラムは、回避する
- 作業道具類は事前に消毒し、参加者間で使い回しをしないよう配慮する
- 作業の種類に関わらず、作業をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を2m以上確保する
- 作業中は、前の人への呼気の影響を避けるため、可能であれば前後に並ぶのではなく、横に並ぶ。あるいは斜め後方に位置取るように注意する
- 森林での活動に関する説明等を行う場合は、インカム、拡声器等を使用し、参加者等が大声での会話を行わないことや密集しないように配慮する

(参加者向け)

「森づくりボランティア体験会」では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえたガイドラインを策定し感染拡大防止に努めている。参加の際は、以下の項目をご確認すること。

遵守事項

- 参加した体験会でコロナウイルスの感染が発生した場合等において、参加者の情報（個人情報）が、必要に応じて保健所等公的機関に提供されることに同意すること
- 以下の事項に該当する場合は、以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる
 - ① 平熱を超える発熱（概ね 37.5 度以上）がある場合
 - ② 臭覚や味覚に異常がある場合
 - ③ 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ④ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ⑤ 過去 14 日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合
 - ⑥ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ⑦ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- □ イベント終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、みどりアップ推進課 045-671-2624 に速やかに報告すること
- 感染防止のために現地の受け入れ団体が決めたその他の措置の遵守、指示に従うこと

持ち物

- 活動内容に関わらず、参加する際は感染拡大防止の為、下記のものを持参すること
 - ① マスク（必須）
 - ② 飲料水、熱中症対策の飴等（主催者からの提供はありません）
 - ③ タオル
 - ④ ウェットティッシュ
 - ⑤ ゴミ袋
 - ⑥ ノコギリや剪定ばさみ等の道具類（できるだけ持参）

感染防止対策

- 作業の種類に関わらず、作業をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2m 以上）を空けること
- 休憩中の水分補給は、周囲の人となるべく距離（2m 以上）をとって対面を避けるようにすること
- 作業中は、前の人呼気の影響を避けるため、可能であれば前後に並ぶのではなく、横に並ぶ。あるいは斜め後方に位置取るように心がけること
- タオルの共用はしないこと
- 可能な限りこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

熱中症対策

- 気温と湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症の恐れが高まるため、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2m 以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすこと（任意）
- 喉が渇く前にこまめな水分補給を徹底すること
- 少しでも体調に異変を感じたら、涼しい場所に移動し水分を補給すること